

「平成 28 年版 法人税の決算調整と申告の手引」 追録

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 85 号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 86 号）の施行（平成 28 年 11 月 28 日）により本書の下記の箇所につき改正が行われましたのでご注意ください。（なお、本書の Web 版では、改正を織り込んでいます。）

【第三章第一節第二十七款の七《資産に係る控除対象外消費税が区当の損金算入》】

| | 改正前 | 改正後 |
|------------------|------------------|------------------|
| 1358 ページ (2) の注中 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 10 月 1 日 |
| 〃 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 9 月 30 日 |

【第九章《地方法人税》】

| | 改正前 | 改正後 |
|--|------------------|------------------|
| 1962 ページ 第四節の一の注 2 中 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 10 月 1 日 |
| 〃 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 9 月 30 日 |
| 1962 ページ 第四節の一の《特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額》の注中 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 10 月 1 日 |
| 〃 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 9 月 30 日 |
| 1970 ページ 第五節の四の 2 の注 1 中 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 31 年 10 月 1 日 |
| 〃 | 平成 29 年 3 月 31 日 | 平成 31 年 9 月 30 日 |